

## 第2 2以上の消火設備に兼用する加圧送水装置等の取扱い

一の防火対象物に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備及び屋外消火栓設備を設置する場合において、当該消火設備の加圧送水装置、水源又は補助高架水槽が次に適合する場合は、それぞれ兼用することができる。

### 1 加圧送水装置

規則第12条第1項第7号ハ(ニ)ただし書に規定する「それぞれの消火設備の性能に支障を生じないもの」は、次によること。

(1) ポンプの全揚程、高架水槽の落差又は圧力水槽の圧力は、加圧送水装置を兼用するすべての消火設備が同時に使用され、又は作動した場合においても必要な放水圧力が得られること。

(2) ポンプの吐出量は、兼用する各消火設備に必要とされる吐出量を加算して得た量以上の吐出能力が確保されていること。ただし、次に適合する場合は、各消火設備の吐出量のうち最大となる吐出量に、他の消火設備の吐出量の50%を加算して得た量以上の能力とすることができる。

#### ア 異なる階にそれぞれ別の消火設備が設置される場合

準耐火構造（耐火構造の場合は耐火とする。）の床及び壁等により延焼防止上有効に区画され、かつ、当該区画部分に設ける開口部には常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火設備を設置したもの。

#### イ 同一階に2種以上の消火設備が設置される場合

耐火構造の床及び壁等により延焼防止上有効に区画され、かつ、当該区画部分に設ける開口部には常時閉鎖式又は自動閉鎖式の特定防火設備を設置したもの。

(3) ポンプが一の消火設備として起動した場合に、他の消火設備に影響を及ぼさない措置を講じること。

### 2 水源等

水源の水量は、前1(2)により算出して得た吐出量に対して必要とされる量以上確保されていること。

### 3 補助高架水槽 ◇

補助高架水槽の水量は、兼用する各消火設備に必要とされる水量のうち最大量以上の量とすること。

### 4 1次圧調整弁

各消火設備に必要とされる放水量及び放水圧力となるよう調整するため配管に1次圧調整弁を設ける場合は、当該弁の2次側に流量計を設置すること。

